

## 公益財団法人農学会 役員等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人農学会（以下、「本財団」という。）の定款第36条第4項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 本財団は、公認会計士又は税理士の資格を持つ監事に対して、その職務の対価として報酬を支給することができる。

### (報酬の額の決定)

第4条 公認会計士又は税理士の資格を持つ監事に対する本財団の報酬は、別表「公認会計士又は税理士の資格を持つ監事の報酬」に定める定額とする。

第5条 第4条の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の支払い方法)

第7条 本財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

### (補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人農学会の設立の登記の日から施行する。

別表 公認会計士又は税理士の資格を持つ監事の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として時間給 5000 円